全商連第55回定期総会方針

2022年5月22日 全国商工団体連合会

総会スローガン

危機打開、改憲阻止！ 70年の歴史に学び、民商・全商連運動の継承・発展を

オンラインで全国をつなぎ、あいさつをする太田義郎会長＝東京会場

全商連第55回定期総会方針……1
私たちの要求……6

一、はじめに

昨年、全商連は創立70周年を迎えました。歴史的節目を新たな出発点とし、道理・団結・共同を掲げ、押し寄せる苦難に立ち向かってきた運動の継承・発展が求められています。

この2年間、新型コロナウイルスが経済社会に激動をもたらす中で、世直し・人助けの活動を展開し、危機打開に力を合わせてきました。地域経済を守るという自治体本来の役割発揮を迫り、多彩な直接支援を勝ち取ってきました。消費税減税・インボイス制度の実施中止を求める世論を広げ、税金やカラオケ著作権使用料など負担軽減を実現してきました。会員制交流サイト（SNS）の活用やフリーランスとの共同にも挑戦してきました。

いま、多くの中小業者が事業継続への模索を続けています。ロシアの蛮行が、平和の国際秩序と「核なき世界」の重要性を浮き彫りにしました。戦争につながる大軍拡と改憲策動を許すわけにはいきません。

中小業者の社会的・経済的地位の向上を目的とし、「平和でこそ商売繁盛」を信条とする民商・全商連の本領を発揮する時です。今後2年間、「基本方向」を指針とし、運動と組織の成長・発展をめざして奮闘します。

二、激動する情勢と共同の時代への展望

1、中小業者に苦難を強いる原因

長引くコロナ禍が新自由主義に覆われた日本社会の矛盾を露呈させています。強いものが勝てばいいという政治のもとで、株高をつくり出す金融政策が行われ大企業の内部留保や大富豪の資産が激増しています。一方で、自己責任が押し付けられ、公共部門の切り捨て・民営化、社会保障の削減が進められました。医療をひっ迫させ、「自宅死」を増加させた責任は重大です。年収200万円以下の「働く貧困層」は全従業者数の3割を超えています。貯蓄も尽き、食料支援を必要とする女性や若者が増えています。

ロシアのウクライナ侵略によって、相互依存を強める世界の経済社会も平和でこそ成り立つことが鮮明になりました。ひとたび輸入が途絶えれば、国内の経済も生活も大打撃を受けるという日本の脆弱性も明らかになりました。

10％への消費税率引き上げ、コロナ禍と資材の高騰によって中小業者は崖っぷちへと追い詰められています。給付金の不支給決定で存在自体が否定され、「生産性」を尺度に淘汰されようとしています。政府は、中小業者の苦難をよそに、ガソリン高騰を口実に石油元売り企業への補助金として4400億円もの予算を組みました。熊本工場を建設する台湾の半導体メーカー一社に支給する助成金4000億円は、日本経済を根底で支える385万中小企業への対策費1745億円の2・3倍です。大企業を応援し、中小業者の存在意義や経営努力を踏みにじる自民党政治の転換は急務です。

岸田政権は「新しい資本主義」の看板で新自由主義をさらに徹底しようとしています。「身を切る改革」といいながら保健所体制を削減し、賭博場＝カジノに大阪府・市の税金を注ぎこむ維新の会が、それを煽っています。中小業者に苦難を強いる政治の正体を暴き、転換を求める運動の高揚が求められています。

2、希望の持てる経済社会をめざして

新自由主義に基づくルールなき資本主義を規制し、持続可能な地域循環型社会をめざす国際的な動きが強まっています。国連に加盟する193カ国が掲げた持続可能で多様性のある社会に向けた目標（SDGs）達成への取り組みもその一つです。医療の拡充や食料自給率の向上、多国籍大企業に適正課税を迫る社会的連帯も広がっています。二酸化炭素排出ゼロに向けた脱炭素や省エネと再生可能エネルギーへの転換が雇用増と経済成長に役立つことも明らかにされました。ジェンダー平等を進めた国で経済が成長していることにも注目が集まっています。

こうした世界の流れを日本の本流にしていくことが求められています。中小業者が繁栄するためには、個人消費を拡大させ、地域でつくり出された富を地域で循環させる経済が必要です。中小企業予算を大幅に拡充し、賃上げへの助成や社会保険料の軽減、公正な取引を実現して時給1500円をめざすという労働組合の提案が共闘の可能性を広げています。市民連合が掲げる20項目の共通政策を各分野で推進し、広範な市民との共同を深化させることが、自公政権を追い詰める力になります。

米中対立の激化や台湾有事などを持ち出して「軍事」対「軍事」の対応を煽る動きが強まっています。しかし、希望の持てる経済社会をめざす動きが確かに存在し、広がっていることにしっかり目を向け、共同と連帯を広げることが重要です。

三、危機打開に力を合わせ、生きる道開く要求実現を

「休業要請と補償は一体で」「誰一人取り残さない」とコロナ危機打開に力を合わせてきました。日本共産党国会議員団と連携して持続化と家賃支援で約800億円の給付を獲得し、切れ目のない対策と対象の拡大を実現してきました。資料請求を繰り返す「不備ループ」を経済産業省前で告発し、自由法曹団と共同して審査の改善と再審査を迫ってきました。特別融資や補助金を獲得し、事業継続に生かしてきました。

ウェブを活用した創意工夫の交流で経営意欲を高め合うなど新たな挑戦を広げてきました。申告期限の延長や納税緩和措置の柔軟適用と横暴な税務行政の是正が営業と生活を守る力になっています。

8年連続で全自治体要請に取り組む中で、民商・県連が自治体の「支援団体」に認定され、審議会の委員を輩出する民商も生まれています。国の不十分な制度を補う自治体独自の支援策や制度融資の改善、国保の傷病手当て創設に道を開いてきました。業界団体を訪問し、集めた要求の実現を省庁交渉で迫ってきました。

今後、ますます多様化し深刻化する危機への対応力が問われます。積み重ねてきた多彩な運動の成果と「日本版・小企業憲章」(案)を力に、切実な要求実現と経営継続に全力を挙げます。

1、危機打開、経営力強化、資金獲得に全力を

経営危機が深まる中、商売の維持・継続が焦眉の課題となっています。売り上げ減少に見合う給付金の継続や資金繰り支援、補助金の改善・拡充を国・自治体に迫ります。不透明な給付金審査の実態を暴き、再審査の実現に力を合わせます。

知恵と工夫が詰まった「テイクアウト・スタンプラリー」やオンライン経営交流会などの経験に学び合い、経営力を磨きます。事業計画づくりを応援し、経営の見直しや新事業などへの挑戦を支援します。

2023年9月に開催予定の全国商工交流会に各地の実践と研究成果を結集し、成功させます。県や地域単位で商工交流会や業界懇談会を計画・実施します。地域や業界の変化に対応した業種別対策を強めます。大手が主導する業界再編や優越的地位の乱用を告発し、是正を迫ります。

地域金融機関との懇談を進め、地域経済活性化や小規模事業振興に向けた役割発揮を促します。税務署の反面調査に応じる前に当事者に連絡するなど預金者保護の立場を貫くよう要請します。「融資は権利」の立場で、国・自治体による制度融資の活用や条件変更などへの対応を強めます。

高騰する資材費や消費税、社会保険料を転嫁できるよう、適正取引の徹底を要求してたたかいます。下請代金法や建設業法に基づいて違法行為を是正し、取り締まりを強化するよう政府に働きかけます。

2、自治体要請を強め、循環型地域経済の確立を

自治体要請を継続する意義と大切さが浮き彫りになっています。「私たちの要求」に学び、政策提案能力を高め、自治体への働きかけを推進します。中小・小規模企業振興条例の制定と振興策の具体化を提起し、自治体施策に業者の声を反映するよう要求します。条例上の支援団体に民商・県連を認定し、審議会などに委員を選出するよう働きかけます。仕事おこしや顧客拡大、災害や温暖化対策に役立つ住宅・商店・工場へのリフォーム助成を要求します。事業の承継や業態転換、新事業創設への対策を迫ります。社会保険料の負担軽減など、地域で雇用を維持・確保する中小業者への支援を働きかけます。

大企業の儲け優先のまちづくりではなく、食料、エネルギー、医療・介護を自給する持続可能な循環型地域社会と、商店街振興など地域活性化を重視した提案を強めます。富の国外流出とギャンブル依存症を広げ、既存の商店街に打撃を与えるカジノ・IR（統合型リゾート施設）の開業に反対します。

東日本大震災から11年でインフラ整備はほぼ完了しましたが、地域の復興は道半ばです。格差が広がる被災者の実態を明らかにし、住民・中小業者の生活と生業の復興を第一にした対策の推進を国・自治体に迫ります。原発ゼロの共同を広げ、汚染水の海洋放出に反対します。小規模で地域に密着した再生可能エネルギーの利活用や省エネ技術の開発・活用に挑戦し、支援の強化を要求します。

ペンで線を引きながら、総会方針案などを確認する代議員ら＝奈良会場

四、「税制で商売つぶすな」の声上げ、人権守る社会を

消費税減税を求める世論を高め、与野党議員に賛同を広げてきました。インボイス制度の実施中止をめざし、学習資材の提供やSNSでの情報発信に力を注ぎ、フリーランスや出版関連団体などとの共同を広げてきました。主要野党が実施中止・延期・廃止に言及する状況をつくり出していることは重要です。

消費税の「総額表示」義務化に反対し、「税抜き表示」を認めさせてきました。適正手続きを無視した強権的な税務調査を中止に追い込むなど、納税者の権利を守って奮闘してきました。

病床削減や医療費負担の引き上げに反対し、国保の負担軽減を求める共同を強めてきました。国保料・税の減免制度を拡充させ、「民商に入っていて助かった」の実感が広がっています。コロナに感染して入院・死亡する事業主も相次いでいます。コロナ感染の国保加入者に傷病手当や見舞金を支給する自治体や国保料・税の減免基準を改善した自治体をさらに広げることが求められています。

1、消費税減税、インボイス制度実施中止、応能負担の税制を

コロナ禍と燃油高騰を背景に、世界で相次ぐ付加価値税(消費税)の減税は中小業者支援にもなっています。付加価値税減税を実施した国は国連加盟国の45％を超え、世界の大きな流れとなっており、日本でできないはずはありません。事業者の付加価値に課税する消費税が賃上げへの意欲を奪い、外注化の促進を招いてきました。消費税減税こそ賃上げと景気回復を促す最善策です。インボイス発行事業者登録受付が開始されて以降、親企業や取引先が登録の勧奨に乗り出し、小規模事業者の危機意識が高まっています。フリーランスの人たちが会をつくり、国会議員要請を開始するなど、インボイス制度実施中止を求める行動が始まっていることは重要です。

「コロナ禍と物価高騰の今こそ消費税減税を」「インボイス制度実施中止を」の声を広げ、署名と議員要請を強めます。新たな実務と費用負担を伴う「苦役」の押し付けに反対し、「税制で商売をつぶすな」の声を広げ、2023年10月の実施を中止させます。

「納税者の権利宣言」（第５次案）を力に、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制の実態を告発します。大企業の巨額な内部留保を社会に還元させる税制や応能負担の税制を国に迫ります。コロナ関連の給付金を非課税にするよう国に要求するとともに、給付金によって税負担が増えない措置を自治体に要求します。

所得税法第56条廃止の自治体決議をさらに広げ、自家労賃を経費と認める税制をめざします。

2、申告納税制度の擁護発展、納税者の権利確立を

本来、納税者が自分の意思と責任で行う自主記帳・自主計算に介入し、厳罰化と管理・統制で従わせることは、納税者を主人公とする国民主権に反しています。

給付金申請を通じて意義と役割が明らかになった自主記帳・自主計算の活動を推進し、手書きの帳簿や記録を否定する不当な徴税攻勢とたたかいます。電子申告や電子帳簿を推奨する政府の狙いは、税務行政の効率化と課税の強化にあります。税金相談にのれる役員・会員を増やします。すべての会員が電子申告（ｅ-Ｔａｘ）や電子帳簿保存法の問題点を学び合い、自信をもって対応できるようにします。デジタル化社会の進展に即して「納税者の権利憲章」（第２次案）を発展させ、納税者の権利や税務行政に適正手続きを貫く意義を広げ、申告納税制度の擁護発展をめざします。

全国の仲間と一緒に団結ガンバローを三唱しました＝愛知会場

３・13重税反対全国統一行動を納税者の共同行動として成功させ、自主申告を貫きます。納税者同士が助け合う自主申告運動への権力的介入を許さず、倉敷民商弾圧事件・福屋裁判の勝利へ支援を強めます。

内閣府・デジタル庁が認めるとおり、マイナンバーカードの取得は任意です。保険証や免許証、銀行口座などとの紐づけは許されません。プライバシー権や個人情報の収集・分析（プロファイリング）をされない権利の確立を国に迫ります。

３、社会保障の改悪を許さず、命と健康を守る共同を

コロナ禍によって、医療・福祉の脆弱さが浮き彫りになっています。「社会保障のため」といいながら、消費税が３％で導入された1989年当時848あった保健所は、消費税が10％に引き上げられた2019年時点で472へと約半分になっています。病床削減がコロナ禍でも行われ、2020年1月時点の152・6万床から21年2月時点の150・7万床へと、約1・8万床も減っています。消費税収を使った病床削減の補助金で病院をけしかけ、20年度だけで急性期病床を中心に2846床が削減されました。岸田政権は、診療報酬の削減や10月からの75歳以上の医療費窓口負担2倍化を強行しようとしています。

社会保障の改悪に断固反対し、医療・介護や保健所機能の強化をはじめ感染症対策の拡充を国に迫ります。全中連の交渉で「自治体の判断で給付金等に相当する国保料・税の減免は可能」「財源として地方創生臨時交付金が使える」とした厚生労働省の回答を生かし、国保料・税の軽減策を自治体に要求します。約1兆円の財源で平等割と均等割を廃止できることを示した全商連の「国保提言」を活用し、制度改善を求める共同を広げます。納付相談を強め、納税緩和制度の徹底活用を進めます。

赤字でも負担を強いられる社会保険料の負担軽減と減免制度の創設、雇用調整助成金や国保減免のコロナ特例継続、年金給付の引き上げと最低保障年金の創設を国に要求します。

五、憲法を守り、平和・民主主義の擁護・発展を

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会に重要な教訓を示しました。第一に、どの国であれ、覇権主義は許されないということです。第二に、緊急に核兵器を廃絶することの重要性です。第三は、「独裁」の危険性と民主主義の大切さです。軍事同盟が紛争の火種となることが明らかになりました。戦争突入を止めることができなかったことを機に、国連強化への前進も始まっています。拒否権行使の理由説明を求める決議が国連総会で採択され、国際司法裁判所や刑事裁判所も役割発揮へ活動を開始しています。二度の世界大戦の惨禍を経て最大の教訓とされた「戦争はしてはいけない」「平和の国際秩序をつくる」という大原則をあらためて世界共通の認識にしなければなりません。「侵略をやめよ」「国連憲章を守れ」「核を使用するな」の行動が欧米諸国だけでなく、ロシア国内でも沸き起こりました。国連加盟国の73％・141カ国の賛成でロシアの蛮行を国連憲章違反と非難する決議が採択されるなど、「大国の力による支配」が通用しないことが鮮明になっています。

一方で、「憲法９条で国は守れない」「核武装しないから攻められる」といった軍事的対応をあおる動きが起きていることは重大です。戦争の犠牲になるのは国民・中小業者の命と商売です。憲法９条をもつ日本政府に、平和外交を世界規模で展開し、紛争を戦争へと拡大させない日常的な行動を強く求めます。ひとたび核戦争が始まれば、地球を滅ぼしかねない深刻な被害がもたらされます。被爆者と市民社会の長年の努力で発効した核兵器禁止条約を、唯一の戦争被爆国である日本政府が一刻も早く批准し、「核なき世界」の実現に貢献するべきです。

１、改憲・大軍拡に反対し、民主主義の擁護・発展を

岸田内閣は、年間６兆円を超えた軍事費をさらに倍増させ、敵基地攻撃を想定した軍備の増強に着手しています。「改憲阻止」の新署名を強め、戦争する国づくりを断固阻止します。班・支部・民商で全商連の「戦後70年・恒久平和を求める見解」を学び合い、業者団体との懇談を進め、憲法擁護の意義と確信を広げます。

７月の参議院選挙では、「改憲・大軍拡反対」「立憲主義と民主主義を守れ」「消費税減税・インボイス制度実施中止」の要求を掲げてたたかいます。世界で唯一、夫婦別姓を認めないなどジェンダー平等の社会に逆行する政治の転換へ共同を強めます。

昨年の総選挙で市民と野党が築いた共闘の到達をさらに発展させ、改憲勢力の議席を３分の２割れに追い込みます。2023年統一地方選挙に向け、議員や議会に切実な要求を持ち込み、争点を明確にしながら地方政治の革新に力を合わせます。

２、軍事基地の強化反対、核兵器全面禁止の共同強化を

武力対応を激化させる米軍・自衛隊の基地増強に反対します。９月施行の「土地利用規制法」は、基地や原発など政府が指定する200を超える「特別注視区域」や、「注視区域」内にある土地・建物の所有者や賃借人などの情報を集め、総理大臣の名で利用中止を勧告・命令し、罰則を科すことを可能にする法律です。国民監視を強め、不動産価格の下落を招く土地利用規制法の廃止へ共同を強めます。「オール沖縄」のたたかいと辺野古新基地建設を阻止する運動を支援し、沖縄県知事選挙の勝利をめざします。

核兵器禁止条約の参加を求める署名を進めます。核廃絶を求める運動の発展が求められる中で行われる平和行進と原水爆禁止世界大会の意義を継承し、成功に貢献します。

米軍の治外法権を認める日米地位協定がコロナ・オミクロン株の侵入・蔓延の原因となり、住民の命を脅かしました。日本に駐留する米軍は他国への「殴り込み部隊」であり、日本国民を守る任務を負っていません。事実に基づく告発を強め、日本の主権を踏みにじる日米地位協定の見直しを国に迫ります。日米安保条約を平和友好条約に切り替えるよう世論と運動を強めます。

六、70年の歴史に学び、道ひらく民商・全商連の建設を

「地域に民商があって本当に良かった」の思いを広げてきました。

声掛けで要求を掘り起こし、感染防止策を講じた対面相談で実益を獲得して、民商の魅力を紹介する好循環が生まれました。70周年を節目に、「世直し・人助けの民商を大きく」の大運動を展開してきました。

21年３月末で、25年ぶりとなる会員の年間全国増勢を実現し、喜びと確信を分かち合ってきました。「仲間を増やして悪

政に反撃」の構えを培い、世論と運動で憲法理念を広げ、コロナ危機打開、消費税減税実現へと奮闘する姿が会内外の信頼を高めました。商工新聞などの紙媒体と併せ、ＳＮＳの発信を強めて民商との「出会い」を増やし、フリーランスとの交流を強めて助け合い相談のウイングを広げています。

こうした中で22年３月に、「民商・全商連の70年」史が編纂・発刊されました。運動の歴史に学べば、現在の中にも過去が限りなく息づいていることを実感させてくれます。70年史に学ぶ仲間を増やし、地域と全国を統一した運動に参加している誇りと確信を新たにすることが大切です。

「基本方向」を拠り所として「地域にどんな民商をつくるのか」を深め合い、70周年を新たな出発点として、運動と組織の前進に挑戦します。

1、全会員と対話し、民商の存在意義示す持続拡大を

年3回以上の全会員対話を推進し、切実な要求の実現や総選挙での自覚的な行動を強める力にしてきました。コロナ禍で「誰一人取り残さない」の構えを内外に伝え、消費税増税・インボイスの害悪を広く知らせて、民商の存在意義を示す持続拡大に生かしてきました。

民商・全商連は、徴税権力はもとより国・自治体のあらゆる機関にも、優越的地位を乱用する大企業にも、道理に基づき正々堂々と意見を述べる団体です。仲間を増やして団結の力を示し、要求の一致に基づく共同を広げてこそ、個人の尊厳を守り、中小業者を正当に評価する社会への展望はひらけます。

身近な集まりや会内外への訪問・対話で、署名への賛同呼び掛けや商工新聞の紙面紹介が弱まっていることを見逃せません。民商押し出しの情報発信を強め、運動への意欲を湧かせるために、「右手に署名、左手に商工新聞」で打って出る取り組みを強めます。

全商連として、情勢と運動の焦点を知らせる立場でホームページを刷新し、フェイスブック・ツイッターやラジオでの発信を強めてきました。閲覧や検索を通じて全商連への資料請求や商工新聞の購読申し込み、入会も視野に入れた相談依頼が広がっています。地域を舞台にして、「目に見え、耳に届き、口コミやＳＮＳで話題となる」多彩な宣伝を工夫し、商工新聞読者や会員を増やす力を相乗的に高めるようにします。

「減らさず増やす」持続拡大へ、節目ある拡大目標を決めるとともに、工夫した行動計画に基づいて、大勢の仲間で実践に踏み出し、検証を重ねつつ活動を改善していくようにします。

読者前面の拡大と「読者から入会」の取り組みを不断に追求します。「増やしてこそ民商」の気概を広げ、会勢を前進の軌道に乗せるために力を尽くします。

代議員証を掲げながら総会方針などを採決しました＝京都会場

2、要の相談活動に磨きをかけ、運動の継承・発展を

対面相談を力にし、紹介を広げて仲間を増やしてきました。助け合い相談が危機打開の運動の要であり、生命線であることが鮮明になっています。記帳を要求運動とし、知恵と力を集めて行動を起こすことで、さまざまな問題の解決や実益獲得、制度の創設・改善を実現できます。題別対策を系統的に強めること です。免税業者を排除し、不公正取引を助長する消費税・インボイスの企てに怒りを組織し、世論と運動で消費税減税へと政治の流れを変えるために力を尽くします。中小業者切り捨ての官僚的な規制に対しては、業界と要求を集約し、交渉・要請の成果を広く知らせます。

地震や台風による被災も頻発しているだけに、いざという時、被災会員を激励し、片付けを手伝い、実態把握から暮らしと生業の再建を迫れるよう、日常的に助け合い相談を強めていくことが大切です。

コロナ対策で、オンライン申請に手慣れた若手も応援に入ったことから世代間交流が強められ、「困った時には力になる」取り組みへの意欲を高めています。世代を超えて「商売・人生・民商」を語り合う機会を増やすとともに、講習会・説明会を設けてＩＴ技術を使いこなせる仲間を増やします。数十年の業者人生に寄り添い、運動を共に推進する事務局員からの助言も生かして、世代的な継承を進めます。

事業計画づくりや事業承継対策、法人化のメリット・デメリット、フリーランス対策などを学習相談として強めます。

3、商工新聞を不断に活用し、学習・教育活動の充実を

商工新聞を前面に、役立つ情報を読者に届け、運動推進の力にしてきました。「不備ループ」で心が折れそうな時も、商工新聞の紙面から困難突破に頑張る仲間の存在を知り、励みとした多くの経験が報告されています。

商工新聞は、「中小業者の大同団結と平和的・民主的な日本への貢献」を一貫として追求し、22年3月に創刊70周年を迎えました。大手メディアの国家権力への迎合が危惧される今日、日本における「機関紙ジャーナリズム」の重要な一翼を担っています。

商工新聞中心の活動で、地域と全国を結び、運動、組織、財政を統一的に前進させます。よく読み、紙面を紹介し合って、全国の英知を商売と運動に生かします。読者を増やし、商工新聞で運動の広がりをつくります。配達や集金への会員参加を増やし、読者に民商の催しも知らせて運動への理解と協力を広げます。通信・ニュースを全商連に送り、運動を豊かに紹介できるようにします。

コロナ禍での「制度学習大綱の特別措置」も生かして、多彩な学習機会を設けることが大切です。マスク・消毒、広い会場の確保とともに、幹部学校や支部役員学習会の開催では、オンラインや複数回分割、全商連総会の動画活用も広がっています。また、制度学習への参加を通じて「アットホームで相談しやすい」（新会員）、「仲間へのあたたかい思いを感じる」（班長）、「基本調査を分析し、活動を改善したい」（支部役員）、「歴史に学び、悪政転換の力にする」（民商常任理事）との感想も寄せられています。

会員の一人ひとりが困難を解決していく力を身につけられるよう、「運動しつつ学び、学びつつ運動する」という民商・全商連のすぐれた伝統を守り生かしていくことです。

4、班・支部と機関の連携で、会員を運動の主人公に

コロナ禍もあって、班会や支部役員会の開催が減り、会員同士の結びつきの弱まりが危惧されています。苦難に心を寄せ、情報を持ち寄って助け合いを強めるために、班・支部活動の強化が欠かせません。

商工新聞に連載される「わが班・わが支部」には、組織配達に協力する仲間への感謝、支部の再編と合同班会への挑戦、共済係・役員を先頭にした会員・家族の健康への配慮、毎月のチラシ宣伝と支部役員会の結合、県独自の応援金の学習など、多彩な取り組みが紹介されています。この班・支部の活動を促進して会員に目を配り、専門部活動なども生かして対策を強めることが大切です。

民商の三役会や執行役員会が1時間程度になっているとの報告も寄せられています。情勢や相談活動の中身を知らせる討議資料等も事前に送付し、問題意識を持って参加できるようにすることです。また、会長と事務局長で、あるいは三役会で、実践に踏み出す意欲を湧かせるために、討議をどう充実させるかの事前の相談も求められています。情勢の変化に対応し、行動が立ち遅れないよう、機関会議を中心に月サイクルの活動を確立します。

規約を尊重し、会員の総意を結集する機関運営に力を合わせることが重要です。支部役員と機関役員が協力し、班・支部への会員の所属と活動参加を系統的に働きかけます。新会員を紹介者も招いて歓迎し、支部役員の存在や会員の権利・義務、運

動の魅力を伝えて、活動参加を促します。

「民商・全商連の財政活動を強めるために」を役員会と事務局で学ぶ機会を設け、連合会組織の団体自治に対する正しい理解を深めて「５点改善」を強めます。

５、70周年を出発点に、決意新たに「あるべき姿」の探求を

70周年記念の集会・式典は「世直し・人助けの民商を大きく」の大運動での奮闘を称え合い、歴史に確信を深める機会となりました。多くのメッセージとともに各界の来賓から、日本社会の進歩と発展における民商・全商連のかけがえのない役割が語られました。内外の大きな信頼と期待に応え、70周年を新たな出発点として運動・組織の前進と「あるべき姿」の探求に力を尽くします。

すべての民商が、読者前面の拡大で対象業者比10％に挑戦するとともに、10％以上の読者や会員を持つ組織は、多数派結集の大志を培い、さらなる前進をめざします。

七、命と健康を守る　全会員参加の共済運動を

全商連共済会は制度の優位性を生かし、「コロナ禍だからこそ」と命と健康を守る活動を推進してきました。会員とその配偶者、家族や従業員で感染する人も増え、２度の感染という事例も起きています。自公政権は、検査や医療体制の充実を怠り、民商と県連で、会勢を前進の軌道に乗せる立場から「成長・発展目標」を確立します。全商連方針に学び、①署名と商工新聞で運動を組織する構えと手立て、②相談活動での実績宣伝と担い手増やし、③自主計算活動の推進による記帳請負の脱却と小法人対策、④商工新聞中心の活動と班・支部建設を軸にした全会員運動、⑤共済会・婦人部・青年部の活動支援と総合力の向上、を具体化するようにします。

国家権力が国民を分断する攻撃を強める中で、民商・全商連の前進を好まない勢力による執拗な攻撃が続いています。手口も悪質かつ巧妙で「士業独占」の拡大解釈やSNSでのフェイクや中傷もあります。道理を見失うことなく団結を宝とし、地域と全国を統一した運動と共同行動を守ることが大切です。

民商は「中小業者運動のナショナルセンター」の役割を地域で担っています。地域に責任を負える存在となれるよう、班・支部の空白克服や民商の相互支援を進め、連合会組織の力を高めます。

八、業者婦人の力が発揮される　支援強化を

「暮らしと営業の見直し」運動を、コロナの支援金申請や国保料・税の減免、所得税法第56条廃止の意見書採択などに生かしてきました。オンラインで開催した全国業者婦人決起集会では、危機打開へ総合力を発揮した10・1アピール行動の動画配信に共感が広がりました。業者婦人のパワーを示すたたかいの交流を通じて、「声を上げれば、政治は変えられる」との確信を深めています。

婦人部は、業者婦人を主人公とした多彩な要求運動と組織建設を通じて、民商・全商連の質・量を高め、ジェンダー平等を求める女性の共同にも貢献しています。

22年6月からの「全国業者婦人・実態調査」運動への支援を強めます。調査目的は、①地域・家業での業者婦人の役割を明らかにする、②介護や子育て、教育をめぐる実態も見えるようにする、③消費税増税・インボイス制度の害悪を知らせる、④若い世代やフリーランスで働く女性とも要求で結び付く、⑤コロナ禍の影響と今後の展望を浮き彫りにする、です。業者婦人の集まりが持てるよう援助を強め、語り合って実態を記入できるようにします。調査への協力を呼び掛ける対話を通じて、家族一人ひとりの要求を大切にする民商への信頼を高めます。

婦人部と力を合わせ、国保・傷病手当金の恒久化や事業主への適用拡大を迫ります。小企業・家族経営での女性の役割を商売交流で深め、業者婦人の得手を生かした起業や経営改善に役立てます。副業やフリーランスとして働く女性にも、民商や婦人部の魅力を伝え、婦人部運動の継承・発展に生かします。

男女平等の社会を求める世論と運動が高まっています。性別によるさまざまな差別をなくし、家族一人ひとりの労働の社会的評価や人権を確立する取り組みに力を合わせ、ジェンダー平等の実現をめざします。誰もが尊厳を持って生きることができる社会に向けて、理解を深め運動を進めます。

婦人部の組織調査と基本調査の結果をクロス分析し、婦人部の組織づくりを援助します。全民商に会員比６割以上の婦人部をつくり、10万人全婦協をめざします。

九、未来を担う業者青年の力が　生きる民商建設を

コロナ禍での青年部の商売交流が、事業継続への意欲を高める力になっています。対面相談の担い手として活躍する業者青年が増えている民商が運動の継承・発展への展望を広げています。

全青協の中小企業庁交渉や自治体への国保減免要請に参加することで、商売と政治のつながりに目が向き、民商・全商連に確信を深めています。

青年部は、商売に魅力と可能性を見出そうとする業者青年を励まし、SNSも生かした情報交流や要求に応える取り組みを通じて、民商・全商連に新鮮な活力をもたらしています。被爆の実相を伝えるリング・リンク・ゼロなど広範な青年の共同行動でも重要な一翼を担っています。

業者青年に魅力ある民商建設へ、対策を思い切って強めます。開業まもないスタート・アップの商売を支え、後継者対策として世代間の相互理解が深まるよう事業承継を応援します。商工新聞から商売の知恵や工夫を学べるようにし、民商の助け合い精神を伝えて青年部の役員づくりに生かします。

20代から30代の業者青年に、同じ世代として夢や希望、生きがいを語り、民商運動の魅力を伝えられるのは青年部の仲間しかいません。

会員拡大の機会をとらえ、青年部への入部を働きかける取り組みを強めます。青年部長や青年対策部長、青年部担当の執行役員などの力も借りて業者青年とのつながりを広げ、相談・連絡先や情報交換を促進する立場で名刺交換やSNSの登録を推進します。

青年部員拡大での成果を踏まえて、民商の執行機関で「業者青年に魅力ある民商をどう作るか」について集中して検討する機会を持つようにします。業者青年交流会・プレ企画が県青協の主催で取り組めるよう援助し、青年対策部を確立・充実させます。運動の継承・発展へ青年部・県青協の結成・再建を支援し、新たな決意で1万5000人の全青協をめざします。

十、連合会組織の役割発揮と県連機能の強化を

全自治体要請への挑戦をはじめ、業種別対策や大規模災害への対応などで県連の指導性が発揮されてきました。また、支部まで広げた統一行動や拡大リレー、小規模民商への激励行動が取り組まれ、幹部学校や支部役員学習会も感染拡大に苦慮しながら県連の努力が続いています。

存亡の危機に直面する組織がある一方で、沖縄県連は会勢で過去最高を更新しています。民商の自立した運営を基礎にしながら、県連への結集を強め、全商連方針に団結して、統一した運動を推進してこそ、多彩な要求実現と組織の拡大強化の展望が開かれます。47都道府県連が足並みをそろえ、その機能を強化できるよう、全商連として援助を強めます。基本調査結果にもとづく分析を強め、集約の意味を正しく伝えて、要求運動と組織建設の一体的推進をはかります。

県連の執行機関に少なくとも複数の事務局員を選任して機能の強化を図り、連合会組織の役割発揮を、次の任務に基づいて系統的に追求します。

①民商間の相互信頼を高めて進んだ活動の教訓を広げ、全商連方針・決定を具体化します。

②県規模での運動を組織するとともに、政令指定都市対策にも取り組みます。

③民商とともに支部役員の育成を援助し、空白地域の克服に計画をもって取り組みます。

④全商連とともに、事務局員の力量が全体として高まるよう活動を交流し、小規模民商での討議や学習を援助します。

十一、結びとして

国際的にも類のない、中小業者の自主的・民主的な組織として築き上げられてきた民商・全商連運動は世界に誇りうるものです。

今、大局的には日本を再び戦争国家にするのか、それとも平和憲法を生かす社会にするかをめぐり歴史的転換期のせめぎあいが強まっています。70周年を経て迎えたこの55回総会を新たな出発点に、創立の精神を継承・発展させ大きな役割を発揮していきます。今日の時代に応えるたたかいを強め、中小業者の生きる道開き、組織の成長発展に力を合わせましょう。

プロジェクター画面を見やすいように机の配置も工夫して、総会に臨みました＝栃木会場

私たちの要求

中小業者の経営振興と持続可能な社会の実現をめざす基本要求

1、日本国憲法の理念を堅持・徹底し、国民が主人公の政治・外交・経済政策に転換すること。

新型コロナ禍が浮き彫りにした新自由主義路線による貧困・格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰を進める冷たい政策をあらため、持続可能な社会を構築し、地域循環型の経済を確立すること。

個人の尊厳を尊重し、格差是正、気候危機の打開、ジェンダー平等の社会を築くこと。多国籍大企業を優遇する経済連携協定の拡大や規制緩和など、日本市場の開放を要求するあらゆる圧力に屈することなく、経済主権を守ること。

戦争法（安全保障関連法）を廃止すること。立憲主義を回復し、憲法改悪につながるあらゆる策動を直ちにやめ、憲法の平和的・民主的条項を完全実施すること。デジタル化による監視社会づくりをやめること。

住民・中小業者の立場から地域再生を進める「地方版総合戦略」を策定すること。地域経済や国民の生活と健康に重大な影響を及ぼすカジノはつくらないこと。ＩＲ（カジノを含む統合型リゾート）の建設を推進・整備する法律を廃止すること。

2、中小企業予算を抜本的に拡充し、中小企業憲章を生かした政策を行うこと。

中小業者の経営を成り立たせ、賃金引き上げを可能にする適正単価と公正な取引ルールを確立すること。小規模企業振興基本法を踏まえ、すべての自治体で、大企業の社会的責任を明確にした中小企業・小規模企業振興基本条例を制定すること。

産業振興ビジョン等の策定にあたっては、日本版・小企業憲章（案）の提案を生かし、小企業・家族経営の役割に対する国民の正当な評価を広げ、小企業・家族経営の経営環境の改善と事業承継への支援政策を具体化・推進すること。

農林水産業と中小商工業の連携を強め、官公需での地元優先、分離分割発注や制度融資の改善・拡充を図ること。従業者の処遇改善と適正単価を保証する公契約法・条例を制定すること。地方創生臨時交付金を拡充すること。

3、最悪の大衆課税である消費税の税率を直ちに5％に引き下げ、廃止すること。消費税インボイス制度の実施を中止すること。

所得税・法人税を基幹税として「生活費非課税・応能負担」の原則を税制に貫き、富裕層・大企業に応分の負担を求めること。憲法理念を生かし、税務行政のあらゆる局面で適正手続きを保障する「納税者権利憲章」を制定すること。電子帳簿保存法化の記帳水準の見直しと自主記帳への介入をやめること。申告納税制度の擁護・発展へ、納税者によるすべての国民の自主申告を最大限尊重すること。

「結社の自由」を保障し、納税者の自主申告にむけた相談活動への不当な干渉を行わないこと。納税者の自主申告を阻害し、萎縮させる税理士法の改悪と不当な拡大解釈をやめること。

4、国は、最低限度の生活のみならず、健康維持や生活改善を求める国民の権利を認め、社会保障向上・増進への義務を果たすこと。

社会保障の解体と市場化を狙う「全世代型社会保障」改革を中止し、現在と将来に安心と希望が持てる社会保障制度を確立すること。公的医療の破壊・解体を直ちに中止し、医療従事者数や病床数を増やし、保健所の体制を拡充するとともに、新たなウイルス感染症への対策を強化すること。

国民健康保険制度を社会保障として明確に位置づけ、国庫負担の増額と応能負担への改善で、社会保険料負担を軽減すること。

最低保障年金制度を創設すること。病院窓口負担ゼロをめざすこと。社会保障や教育を充実するため、その費用捻出に大企業の社会的責任を果たさせること。

5、災害の復旧・復興は、被災者の暮らしを最優先にし、新たなウイルス感染症の大流行など、経営環境の変化も含めて経営再建をめざす中小業者への直接支援を強化すること。

国民の安全を優先するなど、やむを得ない事情により政府・行政が休業や自粛を要請する場合は、影響を受けるすべての中小業者に必要十分な補償を行うこと。その給付申請は簡単・簡

潔な方法で、速やかに給付し、非課税とすること。不支給に対する再審査や不服申し立てなど救済策を実施すること。

「二重ローン」の解消や店舗・工場の再建から販路確保まできめ細かな支援を継続すること。地域産業の振興と住民主体のまちづくりで、雇用創出を図り、コミュニティーを保全しつつ、自治の力を生かし防災システムの確立を図ること。

6、市町村を合併・消滅に追い込み、地域格差を拡大する「自治体戦略2040構想」や道州制の導入、都構想はやめ、地方自治の本旨を守り、住民が主人公の地方自治を実現すること。

個人情報の保護をはじめ権利を守る法規制を強化すること。地方自治体の統制や個人情報の官民共用を進めるスーパーシティ構想は撤回すること。課税強化と社会保障の給付削減につながるデジタル化は行わないこと。

住民の生活に影響をもたらす自治体公共サービスの民営化を推進しないこと。商工行政や地域防災の後退を招く自治体職員の削減をやめること。PPP／PFI方式は、水道など住民生活の基盤となるインフラには活用しないこと。民間への業務委託など「行革」の度合いに応じて国が自治体を評価し、地方交付税を増減させる「トップランナー方式」をやめること。

7、原発や石炭火力発電に固執する「エネルギー基本計画」を撤回し、再生可能な自然エネルギー中心の政策に根本的転換を図ること。

原発の再稼働をやめ、原発から即時撤退すること。原発の輸出はしないこと。放射性物質の除染と安全確保、仕事・雇用対策に政府が責任を持つとともに、気候変動から地球環境を守るため、温室効果ガスの排出量ゼロを早期に実現すること。水素・アンモニア混合燃焼技術の活用などを含むあらゆる火力発電は行わず、縮小・廃止し、輸出しないこと。

地域経済の発展、中小業者の経営振興と結んで、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大を一気に進めること。

8、憲法9条の国際的な先駆性を生かし、自国第一主義や覇権主義、人権侵害を厳しく批判し、国際協調と市民社会の連帯を重視した平和外交を行うこと。

核兵器禁止条約を批准すること。「戦争する国づくり」をやめ、特定秘密保護法、共謀罪を撤廃すること。

日米安保条約を廃棄し、米軍基地をなくすこと。米軍の治外法権を認めている日米地位協定を抜本的に改定し、米軍への国内法適用や自治体職員の立ち入りを認めさせること。在日米軍基地の再編・強化を直ちに中止し、米軍普天間基地を無条件で返還すること。辺野古新基地建設は直ちに中止すること。

戦争につながる敵基地攻撃の具体化と軍備増強、自衛隊の海外派兵をやめること。小選挙区制をやめ一票の格差是正と民意を正しく反映する選挙制度に改正すること。

一、危機打開をめざし、地域経済振興と経営対策を

1、循環型経済を支える中小業者の仕事確保・顧客拡大と承継への支援を

（1）コロナ禍を乗り越え、経営継続を第一とする緊急支援の強化を

①感染症の発生で営業自粛が必要となる際の十分な固定費などへの直接補助を実施する

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

③経済危機時に実施する緊急融資は、完全無利子・無担保とし、積極的な資金供給に努める

④経営維持のための債権放棄を含む柔軟な金融支援を行い、小規模事業者にも使いやすい資本性融資を実施する

⑤輸入木材や建材等の価格変動による影響を受注価格に転嫁できるようにする

⑥休業要請等に伴って支給される給付金等は非課税とする。すでに納税された場合は遡及して還付する

（2）ものづくり技術の発展・継承、再生可能エネルギー活用への支援を強めること

①町工場の単価・工賃水準を調査し、持続可能な経営を展望できる水準まで引き上げる。工場の家賃や機械リース代の補てん、休業補償や雇用維持への支援を強める

②ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金を恒久的で使い勝手の良い制度とし、予算も含めて整備・拡充を図る

③取引先の閉鎖・縮小、産業構造の転換、市民要求や国・自治体の政策などによる経営環境の変化に対応する中小業者への支援を強化する

④住工混在問題の対策を確立する

⑤地球温暖化対策や再生可能エネルギーの開発を奨励し、工場・設備の省エネ化や電源・熱源転換への助成制度を抜本的に拡充する

⑥「伝統工芸品産業振興事業」を拡充し、歴史、文化、特性ある産業育成と事業承継への支援に努める

⑦町工場に蓄積された技術を守り、継承する人材育成を援助する

（3）営業の自由を守り、小売・サービス・料飲業への経営支援を強めること

①商店街の魅力を高めるため、商圏内の消費者意識調査を支援する

②空き店舗と空き地の活用を促進する

③宅配サービスや高齢者向け事業など新たなサービス展開、料飲オリエンテーリングなどの共同イベントへの助成制度を確立する

④卸売市場の公共的機能を守り、中小卸売業の品ぞろえや物流、商品企画・開発を支援する

⑤風俗営業適正化法（風営法）の悪用をやめ、「夜の社交場」としての料飲業者の営業の自由を保障する

⑥新規開業やフリーランスを支援する仕組みを拡充する

（4）環境保全や地域防災を担う建設・土木工事への経営支援を強めること

①「商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設する

②「小規模修繕契約希望者登録制度」を実施・拡充する

③「住宅リフォーム助成制度」を創設・継続し、補助金の支給や申請手続きの簡素化を図る

④地域の防災協定を充実させ、重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成を強める

⑤住生活基本法や社会資本整備総合交付金を積極的に活用し、地元建設業が地域防災を請け負う体制を維持できる仕事量を確保する。自治体は後継者育成に力を入れる

⑥各種制度の活用にあたっては税金完納を参加資格要件から削除する

2、社会保険・官公需を改善し、災害からの生活再建支援を

（1）雇用の継続、最低賃金を保障する中小業者への支援を強めること

①最低賃金の引き上げ分に見合う直接支援を行う

②国の措置で小規模事業者の社会保険料の事業主負担や、そこで働く従業員の負担を軽減する

③大企業が社員を非正規・派遣に切り替えることをやめさせる。大企業に相応の社会保険料や国保料・税への拠出を求める

④中小業者の社会保険料の延滞金を軽減し、雇用調整助成金を活用する事業所の延滞金を免除する

⑤雇用調整助成金の申請手続きの簡略化を図り、概算払いを行うなど、仕組みを改める

⑥中小業者が外国人労働者を雇用する場合、必要な支援を行う

（2）社会保険制度を改善すること

①社会保険料率の賦課方式を定率から、応能負担による累進方式に改め、上限を引き上げるとともに中小企業の料率を引き下げる

②賃上げや従業員を増やした小規模企業、創業後5年未満の小規模企業に対して、社会保険料を一定額軽減する

③社会保険料の減免制度を創設する。特に大規模災害時には国費助成による減免を実施する

④協会けんぽの国庫補助率を本則の20%に引き上げる

⑤払える額での分割納付を認め、強引な徴収を行わない。法律で定める「納税緩和制度」の周知徹底と、年金事務所に申請書類を完備し、納付相談に誠実に対応する

⑥日本年金機構を国の機関に改組し、社会保険制度の公的責任を明確にする

（3）中小業者支援の官公需政策を抜本的に拡充すること

①中小企業向け発注目標額を着実に達成し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制する

②随意契約の範囲拡大について自治体の判断を国は尊重する

③「担い手3法」（公共工事品質確保促進法・建設業法・公共工事入札契約適正化法）を踏まえ、受注者が「適正な利潤」を確保できるよう発注者は適正な予定価格の積算に努める。「歩切りの根絶」をはかり、公共工事の担い手の確

保を図る
④発注者責任を明確にし、工事代金や賃金の未払いを防ぐ
⑤下請業者に法定福利費がゆきわたる環境整備をすすめ、社会保険料負担を軽減する
⑥社会保険の加入を建設業許可の要件にしない
⑦従業員5人未満の事業所など加入義務のない小規模業者への社会保険加入強要をやめさせる
（4）公共事業を地元優先・福祉充実・環境保全・防災重視にすること
①耐震診断助成を地元中小企業優先で実施し、災害時の避難場所の耐震補強を国の責任で直ちに行う
②指定管理者の議会への事業報告を義務付け、事業者選定で地域中小企業の採用優先枠を設定する
③公共施設や住宅の修繕で、地元産木材、瓦などの利用や地元工務店・大工への発注を奨励する
④省エネ・断熱の取り組みを前進させる民間住宅への補助制度を創設する
⑤災害からの復興関連事業を地元の雇用創出と生業の再建に生かす
⑥インフラ整備、復興公営住宅建設などを、地元中小業者へ発注し被災住民への雇用につなげる
⑦入札最低価格を適正な利潤を確保できるものにする
⑧工事における元請け責任を明確にし、下請け代金は現金払いを基本とし、手形払いの短縮に努める。「ピンハネ」やダンピングを防止する
⑨店舗・工場など事業用資産の再建への直接補助を抜本的に拡充する
（5）災害からの生活再建策を拡充し、防災を強めること
①「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を500万円に引き上げ、一部損壊も対象にし、阪神・淡路大震災まで遡及適用する
②災害救助法を改正し、プライバシーに配慮した避難所運営を行う。罹災証明の発行を迅速化し、住宅応急修理制度の拡充で被災者負担をなくす。食品供与額を引き上げ、被災者に十分な食料が届くようにする。応急仮設住宅を地域の気候風土に適合させるため、地元建設業者の活用を図る。仮設住宅の供与期間は被災者が望む限り延長する
③浪費型工事などに偏った国土強靭化法は見直し、自治体主体の復興支援策に改める
④国・自治体は災害に備え、地域防災・減災計画を確立する。消防力の拡充や避難設備の改善、監視・観測体制を強化し、危険箇所や河川等の整備をすすめる
⑤期限を区切って被災者を仮設・復興住宅から追い出す措置をやめる

3、中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

（1）地域経済振興と資金繰りの円滑化を図ること
①日本版・地域再投資法を制定する
②税金滞納や過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあっても融資への道を閉ざさずに親身な相談に応じる
③金融機関は事業者への円滑な資金供給に努める。貸し付け条件の変更や追加融資に柔軟に応じる。「事業性評価融資」では、どうすれば融資が可能かを具体的かつ積極的に助言し、コンサルタントとしての役割を発揮する
④カードローンなど高利のプロパー融資を優先せず、小規模事業者向けの保証および、創業関連保証を積極的に活用する
⑤株式会社日本政策金融公庫は利益追求ではなく、中小業者支援での公的金融の役割を果たし、貸し付け条件を緩和する
⑥公的金融を縮小するあらゆる策動をやめ、役割発揮を強める。
（2）被災業者への金融支援を抜本的に強めること
①被災中小業者が抱える既往債務を凍結する
②返済凍結や債務免除、積極的な新規融資など金融機関の役割発揮を促す
③被災中小業者を不良債権扱いしない対応を徹底し、再建融資は無利子で行う
④「二重債務問題」解消のための産業復興機構、産業復興相談センターの連携を強め、ワンストップで迅速な問題解決を図る
（3）預貸率を引き上げ、中小企業向け貸出残高を増やすこと
①信用金庫・信用組合など、中小業者への金融仲介機能を担う地域金融機関を守り、経営を脅かす金融政策をやめる
②地域金融機関は中小業者の再生と経営支援、地域貢献を推進し、監督を都道府県に移管する
③「経営者保証ガイドライン」の小規模事業者への適用を進め、担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努める
④中小業者への融資審査で、税金完納要件を廃止するとともに、業種、年齢、性別、経験年数による差別をやめる
（4）無担保・無保証人融資制度を創設・拡充すること
①「資金繰り円滑化借換保証融資」制度を自治体で創設する。融資の一本化、利子・保証料補給、借入期間の延長を可能にする制度を実施する
②特別小口保険（無担保・無保証人融資制度）を全額保証に戻すこと。同保険の要件を緩和し、他の保険利用者も併用できるよう改善する。保証限度額の拡充を積極的な資金供給に生かす
③開業融資は自己資金要件を緩和する
（5）「責任共有制度」の拡大をやめ、全額保証に戻すなど信用補完制度を充実すること
①「中小企業の信用力を補完する」という信用保証理念に基づき、事業の持続的発展や事業承継など、中小企業のニーズに対応した施策を拡充する
②セーフティーネット保証を拡充し、5号（不況業種認定）の全額保証と全業種指定を復活させる
③危機関連保証の適用期限（原則1年、最大2年）を延長する
④保証協会と金融機関が連携を強め、経営支援にあたる
⑤自治体独自の損失補償施策を尊重し普及する
⑥保証協会への出捐金などを増額し、財政基盤の安定を図る
⑦財務・会計基準に応じた保証料率での差別は撤回する
⑧債権放棄による経営再生をめざす「制度融資損失補償制度」を確立する
⑨保証協会の相談・コンサルティング機能を強化し、あっせん融資を広げる
（6）多重債務救済の支援を拡充し、整理回収機構（RCC）は強引な債権回収をやめること
①貸金業法および利息制限法の上限金利を引き下げる
②利息制限法4条の賠償額予定制限を引き下げ、遅延損害金を名目にした高金利をなくす
③金融機関は「カードローン」など高利商品の販売やサラ金との提携や出資をやめる。大手不動産会社と連携した「サブリース」など借り手の利益を顧みない貸し付けをやめる
④サービサー法を改正し、売却価格の開示や回収上限の設定、連帯保証人への回収禁止を義務付ける

4、公正な取引ルール確立と業種・問題別対策を

（1）製造業等の取引で、大企業の横暴を規制すること
①下請2法（下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法）を厳格に運用するため、下請検査官を増員し、立ち入り検査を強化する
②下請2法における元請けと下請けの関係基準について取引実態を踏まえ改正する
③合理性のないコスト削減の要求は「不公正な取引方法」として規制するとともに、「優越的な地位の濫用」として積極的に取り締まる
④書面保存期間を5年に延長し、未払い代金や減額代金の返金で原状回復と被害救済を図る
⑤違反企業への課徴金などの罰則を強化するとともに、被害救済の違反金制度（被害額の3倍等）を創設する
⑥「セーフガード」（緊急輸入制限）の発動で、地場産地を守る
⑦大企業の海外生産と国内製造業の知財流出を規制し、産業空洞化に歯止めをかける
（2）建設工事では、下請けや労働者の「適正な利潤」を保障すること
①事故があった場合は発注者と元請けの責任で未払い代金や賃金が支払われる仕組みとする
②未払い代金の立替払いを拒否する元請け建設業者に対して建設業法に基づく勧告を徹底して行う
③「公共工事設計労務単価」（2省協定賃金）の策定方法を見直し、熟練労働者の標準生計費を基準に「当該地域の同種の職業、産業労働者の賃金を下回らない」ようにする
④各発注機関は小規模事業者の受注機会確保に配慮し、設計と業務及び施工の分離発注、工事種別・規模に応じた分割発注に努め、応札者の負担を軽減する入札手続の簡素化を図る。発注者責任を形骸化させるCM方式（発注者代行制度）をやめる
⑤中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図る
⑥建設キャリアアップシステムへの未登録や社会保険未加入を口実にした現場からの排除をやめる
（3）小売・サービスの取引に、公正な取引ルールを確立すること
①米、薬、酒などの流通への参入規制緩和を改め、住民生活の

利便と健康を守る。ミニマムアクセス米の輸入は廃止する
②食品の安全を確保する中小業者への支援を強める
③理・美容やクリーニングなど生活衛生関連業の資格条件を順守し、国民の安全・衛生を確保する
④書籍、新聞、CDなどの再販制度を守り、出版や音楽の文化を健全に発展させる
⑤音楽文化の健全な発展のため、著作権使用料の徴収での行き過ぎた行為をやめる。小規模事業者の免除規定をもうけ、周知を徹底する
⑥FC加盟店と本部との公正な取引の確立へ、契約内容の禁止条項の明文化、ロイヤルティーの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」（仮称）を制定する。営業時間の選択や見切り販売の実施などFC加盟店の経営権を確立する
⑦住民の生活環境が守られるよう、違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者の指導・監督を徹底する
⑧低単価・長時間労働を強いられている軽貨物事業者の経営改善を支援する
⑨損害保険代理店への手数料「ポイント制度」を是正させ、一方的な減額をなくす。契約者に最適な商品を提供できるよう「乗り合い申請」への不当な拒否をやめる
⑩郵便局・ゆうちょ銀行のサービス切り下げをやめる。郵便物の第3種、第4種の割引制度は維持する
（4）まちと中心市街地の荒廃に歯止めをかけること
①「まちづくり会社」など民間コンサルタントに地方の活性化策を丸投げせず、住民と自治体が主体となる「まちづくり」をめざす。コンパクトシティの名による再開発の押し付けをやめる
②中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止する
③小売商業調整特別措置法を活用し、「大規模小売店舗立地法」にある「地域的な需給状況の勘案」の禁止条項（第13条）を廃止する。大型店の深夜営業を規制し、地域住民の安全と健康を守る生活環境を確立する
④商圏が複数の自治体にまたがる大型店について、国・都道府県による規制・調整システムをつくる。大型店の撤退を規制するガイドラインを設ける
⑤社会インフラとなっているガソリンスタンドの経営継続やタンクの撤去費用などを補助する。電気・水素ステーションを設置する中小事業者を支援する
（5）大企業の利益を拡大する働かせ方をやめさせ、規制緩和・特区制度を廃止すること
①フリーランスに対する優越的地位の濫用をやめさせ、適正単価を保証させる
②時間外労働に対する割増賃金の増額や同一労働・同一賃金の実現など働き方改革に対応しようとする中小業者を支援する
③構造改革特区は廃止する
④住民生活や中小業者の営業を脅かす規制緩和をやめる
⑤地域資源を生かす一次産業への支援を強める。種子法や種苗法を復活させ、地元農産物と農業を守り食料自給率を向上させる

5、原発をなくし、環境保全とエネルギー政策の転換を

（1）原発の再稼働、新増設を中止・撤回し、再生可能エネルギーの利活用を推進すること
①原発をなくし、再生可能エネルギーの活用を広げる「原発ゼロ基本法」を制定する。廃炉技術を確立し、再生可能エネルギーの利用を促進する条例制定を促す
②核燃料サイクルを根絶する。放射性廃棄物の処分場を自治体や地域に押し付けない
③風力、地熱、小型水力、太陽光、バイオマス、水素など再生可能エネルギー源の開発と利用を促進する。自然破壊や住民生活に支障となるメガソーラーなどを規制する
④市民向けの再生可能エネルギーの固定価格制度を国の責任で維持・拡充するとともに、省エネ・断熱・熱源転換への設備投資や促進を支援する
⑤東電は破たん処理し、福島原発事故の収束をはかる。汚染水の拡大を阻止し、海洋への放出はしない。営業損害賠償の打ち切りをやめ、復旧・復興、住民の生活となりわいの再建を国が責任を持って行う。賠償金は課税対象外にする
⑥電力会社に電気料金の算定根拠を公開させるとともに、あらゆる経費に独占的利潤を上乗せする「総括原価方式」は廃止する
⑦発送電分離、送電インフラ整備など電力の完全自由化への改革をすすめる
⑧原発・火力発電への融資を中止する
（2）地球温暖化・環境リサイクル問題を、国と大企業の責任で解決すること
①温暖化ガスの排出量の3分の2を占める発電所、大工場など産業界に削減目標と削減義務を課す。20％を占める自動車の排出量削減政策を進め、道路政策、都市計画を抜本的に転換する
②家電製品や容器のリサイクルについて、製造大企業の負担を引き上げ、中小資源回収業者などへの支援を強化する。メーカーの責任でマイクロプラスチック・ゼロをめざす
③自動車製造部品のリサイクルについて、既存の自動車販売・整備・解体関連の中小企業が持つ技術・技能、サービスを生かす
④中小業者の産業廃棄物や建設業者の残土残材処理が円滑に行えるよう、処理費用の負担を軽減するとともに、地域に最終処理場を設置する
⑤国と原因企業の費用負担でアスベスト被害救済、危険物の撤去・回収・廃棄を行う。「建設アスベスト給付金法」の認定基準を拡大し、救済補償額を引き上げ、労災未加入で作業に携わった中小業者・一人親方にも労災並みの認定と補償を行う。アスベストを含む建造物の解体は、国の責任で補助する
⑥「大量生産・大量消費・大量廃棄」「24時間型社会」などエネルギー浪費社会を抜本的に見直し、自然・環境破壊につながる大型開発をやめる

二、消費税率を引き下げ、税金・社会保障対策を

1、最悪の大衆課税である消費税は廃止を

（1）消費税率を引き下げ、インボイス（適格請求書）制度の実施は中止し、免税点を引き上げること
①消費税は「預かり金」でも「預かり金的」「預かり金的性格」でもないことを認め、「益税」宣伝を撤回する
②消費税の転嫁拒否等における独占禁止法違反行為及び下請け法違反行為に対し、厳正に対処し、消費税の値引き強要など不公正な取引をやめさせる
（2）簡易課税制度を拡充し、納税実務の負担を大幅に軽減すること
①簡易課税は適用上限を2億円とし、総額表示義務を直ちに廃止する
②納税実務に関して「資金・時間・心理」のあらゆる負担を軽減し、記帳要件を大幅に緩和する。帳簿および請求書などの「保存義務」を軽減する。課税期間の売り上げが免税点以下の場合は非課税にする。課税事業者、簡易課税の事前届け出を廃止し、申告時に選択できるようにする
③仕入税額控除の否認は、実額課税も取引の実態も無視した最悪の二重課税であるとともに、「課税の累積を排除する方式による」とした税制改革法第10条にも違反しており、廃止する
④公共入札・指名願などの条件から消費税の完納証明添付を外す
⑤消費税の「輸出戻し税」は廃止する

2、大企業優遇を是正し、生活費非課税・応能負担原則の徹底を

（1）所得税に応能負担原則を徹底すること
①所得税の人的控除、給与所得控除、公的年金控除などの縮小・廃止をやめる。生活費非課税を実現し、基礎控除や人的控除を抜本的に引き上げる。扶養控除は全ての扶養者に適用する。所得控除の全廃や消費税増税に道を開く「給付付き税額控除」は導入しない
②所得税は「能力に応じた公平な負担」の原則を貫く総合累進課税制度とし、高額所得者・大資産家への特権的優遇税制を廃止・是正する。所得税率の平準化をやめ、高額所得者に対する最高税率を引き上げる。所得税・住民税は1989年の水準（65％）に、相続税は2002年の水準（70％）に戻す
③高額所得者・大資産家優遇の損益通算の特例は行わない。高額の配当や株取引への課税は当面30％にし、分離課税をやめる
④事業主、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認める。女性差別撤廃条約の「差別法規」に当たる所得税法第56条は廃止する
⑤電子申告や電子帳簿などの義

務化はしない。電子帳簿保存法による電子取引データの保存義務化をやめ、出力書面等の保存も認める

⑥個人事業主等の事業承継を支援する観点から、相続税の定額控除に5000万円の専従者枠を設ける

⑦申告納税制度の本旨を守り、記帳義務を要件にした経費の概算控除制度の導入は断じて行わない

⑧記帳不備を理由にした過少申告加算税等の加重措置など、罰則を廃止する

⑨介護認定者には申請の有無に関係なく、障害者控除が適用されることを周知する

（2）法人税などに応能負担原則を徹底すること

①大企業に適用する法人税を累進課税とし、最高税率を引き上げる。当面、消費税導入前の42％に戻す

②大企業への特権的優遇税制を廃止・是正する。連結納税制度の損益通算や企業分割税制をやめ、連結付加税を復活させる。大企業への受取配当金益金不算入および貸倒引当金など各種引当金制度を実態に即して縮減する。研究開発減税は、適用対象の資本金上限を設け、中小企業支援を強化する。蓄積された巨額の内部留保に適正な課税を行う。内部留保を増やす大企業の繰越欠損金は縮小・廃止にする。投機への適正課税を実施する

③多国籍企業の「課税のがれ」を防止する国際的な課税強化に協力し、法人税引き下げ競争をやめさせる。15％の国際最低税率を引き上げる

④人格なき社団に対する原則非課税を堅持する

（3）地方自治の本旨を踏まえ、地方税財政を拡充すること

①地方交付税による自治体財政の充実を図るとともに、地方間格差を是正する財政調整制度を尊重し、すべての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を確保する

②地方自治体への税源移譲は、地方への事務配分に見合った規模を確保する。自治体財政健全化法による、画一的な自治体財政の統制をやめる。住民生活や中小業者の経営に悪影響となる法定外目的税の導入を規制する

③住民税の人的控除の縮減・廃止は、国保料・税や保育料などの負担増にもなるため、行わない。住民税の税率を累進制度とし、一律10％の税率を所得200万円以下については当面、5％に戻す

④大企業の法人事業税を担税力に見合って引き上げる。外形標準課税は中小法人には導入しない。赤字中小法人に対する地方税の均等割額を引き下げる

⑤個人の住宅、中小業者の店舗・工場など、小規模な土地・建物の固定資産税、都市計画税を大幅に引き下げる。200平方メートル以下の住宅への軽減措置を、店舗、工場および事業用地にも適用する。事業用資産について、経済的理由による減免制度を確立する。合併による都市計画税の安易な一律課税をやめる

⑥大工場など、大規模な土地・建物への固定資産税、都市計画税は、資産と所得を勘案し、引き上げを図る。軍事基地、軍人・軍属への特権的優遇をやめ、適正に課税する

⑦償却資産税の免税点を1点100万円、総額で1000万円まで引き上げ、低所得者への減免制度を確立する。小規模な再生可能エネルギー活用設備は免税にする

⑧個人住民税の普通徴収の適用範囲を拡大するとともに、特別徴収への移行を強制せず事業者が選択できる規定を設ける

（4）被災者への負担を軽減する税制等の措置を拡充すること

①被災者が受ける雑損控除に関して、煩雑で範囲の狭い被害額算出の簡便法を見直し、被災者が算定した概算額を認める。被災者の心情にも配慮し、被災状況・資金状況を的確に把握する

②復興特別所得税は廃止する。応能負担原則により被災地の復興、被災者の生活再建に資する予算を拡充する

3、「納税者の権利憲章」を制定し、民主的な税務行政を

（1）憲法理念に基づく納税者権利憲章を制定すること

①経済協力開発機構（OECD）加盟国で、日本にだけ確立されていない「納税者の権利憲章」を、国民合意で早期に制定する

②全商連が提案する「納税者の権利憲章」（第2次案）を生かし、調査から徴収、不服審査、裁判に至る税務行政の適正手続きを盛り込む

（2）納税者の権利を尊重し、人権を蹂躙する税務調査を行わないこと

①不要不急の税務調査は慎むこと。調査時間も必要最小限度にとどめ、納税者の生活状況や健康状態にも最大限配慮すること

②増額更正を原則5年とはしない。5年、7年さかのぼる不当な修正申告の勧奨や同業組合ぐるみの押し付け課税をやめる

③事前通知、調査理由の開示を文書で行う。事前通知をしない場合は、その理由を納税者に明らかにする。「提出物件の留め置き」は最小限にし、強要しない。納税者の提出物（コピーを含む）の返還要求には直ちに応じる。USBメモリなどへの電子データの保存、持ち帰りを強要しない

④7年分の更正処分や重加算税を強要しない

⑤事前調査をやめる。法定外文書や「呼び出し」「お尋ね」などの乱発をやめ、行政文書で納税者を呼び出し、事前通知のない調査に移行することをやめる。「収支内訳書」「法人事業概況説明書」の提出を強要しない

⑥税務署員による「質問応答記録書」の法的根拠はなく任意であり、作成や押印の強要をやめる

⑦納税者の承諾なしの反面調査や情報照会手続きは行わない

⑧客と偽って店内などを探る「内観・おとり調査」や納税者を尾行・監視する「動向確認」は、納税者のプライバシーを侵害する違法な手法であるため、行わない

⑨立会人を理由とした調査拒否や消費税の仕入れ税額控除否認、青色申告承認取り消しを行わない

⑩調査終了手続きで、更正・決定等すべき場合は調査結果の内容（金額、理由含む）を書面で説明する

⑪国の課税権の乱用から国民の権利擁護を図るという税法の目的を厳守し租税罰則の強化は撤回する。懲役・罰金など刑事罰と各種加算税など行政罰との二重制裁を是正し、加算税、重加算税の課税要件を明確化する

（3）不服審査や税金裁判を納税者の権利救済にふさわしくすること

①審査請求から裁判の確定までは、延滞税、加算税などをかけない。権利救済の趣旨に照らし罰則付きの質問検査権による再調査は行わない

②原処分庁の提出書類や担当審判官が所持する証拠書類について例外なく、請求人または参加人が閲覧・コピーできるようにする。審理手続きにおける「処分庁に対する質問」は文書だけでなく、口頭による納税者の主張の把握ができるようにする

③国税不服審判所を増やし、審判官は審査機関の独立性と中立性、公平性を確保するため、任用基準を定めて公表する。財務省・国税庁人事から切り離し、第三者性を高める

④裁判官と訟務検事の人事交流（判検交流）をやめる。国税庁など課税庁から裁判所への職員の任用制度を廃止する

（4）徴収行政の抜本的改善を図ること

①徴収手続きは、中小業者の生活再建と事業再生支援に役立つよう、運用の抜本改善を図る。滞納整理に当たっては、納税者の生存権的財産の処分を禁止し、差し押さえ禁止財産の範囲を拡充する。売掛金や年金、東電の損害賠償金、コロナ対策の支援金の差し押さえをやめ、生命保険金の強制解約や先日付小切手の強要をしない。差し押さえ禁止財産が振り込まれた預金口座の差し押さえを禁じるガイドラインをつくる。コロナ感染拡大等で納税が困難な場合に「特例猶予」を実施し、柔軟に適用する

②経済的理由による納税緩和措置を認める。執行停止にも申請権を認める。「申請・添付書類の整備」「不許可事由の整備」として納税者の活用に制限を設けない。納税誓約の強要はしない

③滞納者の財産調査は本人の同意に基づき、必要と認められる範囲にとどめる

④源泉所得税は徴収義務者に無報酬で天引きさせ、納税しきれなければ自己の財産を強制徴収されるという過酷で不合理性を持っていることを踏まえ、差し押さえはしない。納税の猶予も認める。延滞金はつけない

⑤「租税回収機構」などの事務組合、広域連合に対し、自治体の監督責任を明確にするとともに、権利救済規定を設ける。法的根拠を持たない徴収機構は解散する

⑥延滞税・延滞金を引き下げ、免除措置を拡充する。予定納税、中間納付に延滞税はつけない。本税を全額納付し、かつ延滞税・延滞金を納付することが困難な場合は、ただちに滞納処分の執行を停止する

⑦KSK（国税総合管理）システムによる納税者情報の収集

をやめる。e-Tax（電子申告）の押し付けなど申告方法への介入やデジタル化の強要をやめる

⑧情報公開法を適正に運用し、納税者本人への情報公開や税務行政の透明化を図る

（5）税理士法を改正し、税理士が納税者の自主申告権を擁護・発展させ、真に「独立・公正」な立場を貫けるようにすること

①税理士の業務を有償独占に限定する

②税理士・税理士会に弁護士・弁護士会と同様の団体自治を認め、国家権力から独立した地位を与える

③税務署の退職者に対する特権的な顧問先のあっせんをやめる

4、いのちと健康を守る社会保障の充実を

（1）国民健康保険制度を改善すること

①国民健康保険加入者全員に保険証を発行し、受療権を保障する。国の医療費抑制政策をやめる。運営にあたっては市区町村の権限を維持・拡充し、国・都道府県は必要な財政支援を行う。保険料水準の統一化をやめる。資格証明書・短期保険証の発行を直ちにやめる。国保料・税を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、生活再建を支援する

②国保への国庫負担を総医療費の45%に戻すとともに、応能負担原則を適用し、均等割・平等割を廃止するなど「払える」国保料・税にする。国保料・税の引き下げのための一般財源からの繰り入れを実施・継続する。繰り入れを実施した際の保険者努力支援制度でのマイナス査定をやめる

③生活保護を基準に減免措置を拡充し、滞納差し押さえをやめる

④国保法44条の医療費の一部負担金の減免制度や、同77条の減免制度に対する国庫助成を拡充し、周知徹底する

⑤国保加入者に対して、個人事業主や被用者など加入者の職業に関わらず、傷病手当、出産手当を強制給付とする

⑥国保運営協議会は、住民生活の実情を理解した委員を構成員にし、国保加入者が意見を述べる機会を保障する

（2）医療制度を改善すること

①75歳以上の医療費2倍化を中止する

②医療を年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は即時廃止し、元の老人保健法に戻す。国保に加入する自営業者の扶養者にも、所得割軽減の緩和措置を実施するとともに、通院治療の「定額払い・包括払い」をやめる

③医療改悪をやめる。高齢者と子どもの医療費を無料化する。当面、受診時定額負担の導入をやめ、70~74歳の窓口負担2割を1割に戻す。高額療養費の現物給付は入院と通院を合算する。入院時の食事費、居住費は無料に戻す

④患者負担を増やす「混合診療」を拡大しない

⑤協会けんぽの本人10割給付を復活する

⑥公立・公的病院の再編や縮小、民営化、保健所つぶしをやめ、紹介状なしの大病院受診の別途負担をなくす。自治体検診、地域医療を国の責任で拡充し、病床削減をやめ、夜間の救急外来を増やす

⑦大規模災害時の一部負担金は免除する。国の責任で医療機関を支援してその経営安定を図り、国民の受療権を保障する

⑧無料低額診療を行う医療機関への支援を行う

（3）健診を促進し、助け合い共済を守ること

①無料健康相談・健診制度などの施策を拡充し、特定検診を自治体の基本検診に戻す。国・自治体の責任で再検診を促進する

②保険業法・再改定で、広範な自主共済が存続できるよう監督指針の運用を緩和する。助け合い共済の団体自治に対する干渉をやめる

③在日米商工会議所などによる不当な「共済市場の開放」要求に対しては断固抗議し、撤回させる

④福島原発事故の放射能被害に対する心と身体の健康調査・検診を被災者の費用負担なしで広く実施する。母性と子どもへの影響を継続的に把握し、万全の健診・医療体制を早急に確立する

（4）介護保険法を改正し、公的介護保障を確立すること

①介護施設入居者の食費・住居費の全額自己負担を中止する。国庫負担を増やし、利用料は無料にし、保険料は低額に抑えるなど制度を改正する。要支援の介護保険を元に戻す。ケアプランの有料化をやめる

②保険料を払いきれない世帯に対する給付制限や制裁をやめる。高額介護費用の償還払い制度をやめ、受領委任払い制度にする

③特別養護老人ホームなどの待機者を出さない。要介護度での入所制限を行わず、公的な介護施設の増設やホームヘルパーの増員など、財政措置の抜本的な強化をはかりながら、介護制度を拡充する

④介護職員の賃上げを保障する。介護報酬を出来高払いに加え、介護事業所の運営および介護職員の生活を支える人員割払いを創設する

⑤介護者の精神的ケアや緊急時の代替えなど行政支援を強化する

⑥障害者総合支援法は廃止し、支援費を引き上げるなど助成を拡充する

⑦大規模災害時には国の責任で介護施設を支援して経営安定を図り、国民の介護を受ける権利を保障する

（5）年金改悪をやめ、安心して老後が暮らせる制度を確立すること

①年金積立金を計画的に活用し、債券や株など投機的な運用をやめ、国民年金保険料の引き上げを中止する

②すべての国民に全額国庫負担で月額8万円の「最低保障年金制度」を創設する

③国民年金の支給額を月14万円に引き上げ、年金支給開始年齢を60歳にする

④厚生年金の改悪をやめ、支給開始年齢を60歳に戻すとともに、中小業者の事業主負担を軽減する。厚生年金保険料の算定基準である標準報酬月額の上限を引き上げる

⑤年金給付の削減を目的としたマクロ経済スライドを中止する

⑥振り込まれた年金の差し押さえは行わない。納付が困難な年金保険料滞納者への差し押さえをやめる

⑦年金給付から国保料・税や介護保険料・後期高齢者医療保険料、住民税の天引きは中止する

（6）労働保険を改善すること

①労災補償への国庫負担を増やし、小規模事業所の労働保険料率を引き下げる。すべての業種で中小業者と家族従業者、フリーランスが労災保険に加入できるようにする

②労災未加入事業所の従業員の労災補償を、事業主が全額自己負担する制度は撤回する

③工事現場などでの労働災害に対し、親企業は下請け業者の労災補償を行う。労災認定基準や給付内容を改善する

④雇用保険の短期特例一時金の削減をやめ、90日分の支給に戻す。併せて季節労働者への支援を強化する。積雪寒冷地域で実施していた冬期援護制度を復活する

⑤一人親方労災組合の設立と加入条件を緩和する

⑥労働保険料と社会保険料の徴収一元化は撤回し、労働保険事務組合の育成を図る

⑦報奨金申請など労働保険事務組合の過度な実務負担を軽減する

（7）生活を保障する制度を拡充すること

①休業を余儀なくされるなど、経営と暮らしの危機に直面する中小業者の最低生活を保障し、営業再開を支援するよう生活保護法を「所得保障法」に改正する

②生活保護基準を引き上げるとともに、対象となるすべての人が受給できるようにする

③親族に扶養を押し付ける扶養照会など「水際作戦」をやめ、申請の権利を保障し、制度の周知徹底を自治体に義務付ける

④生業扶助の生業費の限度額を引き上げ、生業を営むのに必要な資金や器具・資材の購入費を保障する

⑤休廃業からの再チャレンジができる「廃業扶助」を設ける

⑥生活保護の「有期化」や生活保護世帯の国保加入など改悪をやめる

⑦生活福祉資金を中小業者の生業と暮らしを支える制度に改善する。申し込みから実行までの期間を短縮し、謝絶の際は理由を明確にする

⑧国や自治体が支給する給付金は、国内で生活するすべての人に届けること。支給や補償は世帯単位ではなく、個人単位に行う

⑨大規模災害で休業、失業を余儀なくされている場合に、財産調査なしに緊急に生活保護の給付を行う

三、憲法を守り、平和・中立・民主の日本を

1、立憲主義、民主主義、平和主義を擁護すること

①憲法審査会の活動を中止し、「憲法改正国民投票法」に基づく一切の策動をただちにやめる

②集団的自衛権は行使しない。

2014年7月1日の閣議決定は撤回する。緊急事態条項の検討を行わない
③国家安全保障会議（日本版NSC）関連法は直ちに廃止する。「国家安全保障局」は解体する。「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱（防衛大綱）」の策定は行わない
④集会・結社・表現の自由を脅かす「共謀罪」、国税通則法の「扇動罪」を即時廃止する
⑤選挙活動における言論、文書、宣伝活動などを規制しない
⑥政党助成金をただちに廃止する。企業・団体による政治献金を禁止し、政・官・財の癒着を正す
⑦自治体職員の思想調査を直ちにやめる。自治体首長は憲法・地方自治法を堅持し、憲法違反の条例を制定しない
⑧権力による行政の私物化をやめる
⑨公文書は法律に基づいて適切に管理し、偽造、改ざん、廃棄、隠ぺいなどの違法・不当行為はしない
⑩マスメディアへの政治的介入をやめる
⑪「ヘイトスピーチ対策法」に基づき、特定の人種や民族に対する差別的言動の解消を図る
⑫ジェンダーや国籍、人種・民族などの多様性を認め、差別しない。性暴力、DV（ドメスティックバイオレンス）などを許さない社会にする。セクハラ、パワハラなど、あらゆるハラスメントを根絶する

2、日米安全保障条約を廃棄し、平和友好条約を締結すること

①垂直離着陸軍用機オスプレイを日本から撤退させ、自衛隊への配備を撤回する。米国いいなりの高額兵器の購入は行わない
②在日米軍基地の移転費用に税金を投入しない
③在日米軍の実弾砲撃演習、超低空飛行訓練、夜間離発着訓練は直ちにやめる。民間空港・港の軍事利用や米軍と一体となったミサイル防衛の推進は中止する。防衛装備三原則を武器輸出三原則に戻し、武器輸出規制を強化する
④対米追従の戦争支援や「核抑止」政策を中止する。国民を戦争に強制動員する有事法制の発動も具体化も行わない
⑤日米地位協定でも負担義務のない、米軍への「思いやり予算」は直ちに廃止する
⑥在日米軍への裁判権の放棄や核持ち込みなど日米関係のあらゆる「密約」を公表、撤廃する
⑦「国民保護」法制を撤回し、新ガイドライン関連法やテロ対策特別措置法、土地利用規制法を廃棄する
⑧米軍機、自衛隊機などの墜落事故・落下事故の徹底究明と飛行中止、被害の完全賠償を行う
⑨戦争体制づくりと一体に自衛隊の海外派兵や基地の増強は行わない

3、核兵器廃絶、被爆者救済を進めること

①唯一の戦争被爆国として「核なき世界」の実現に貢献する
②非核三原則を法制化する。核保有国の艦船・爆撃機の日本立ち寄りに非核証明書の提出を求める
③「改正」被爆者援護法を実効あるものにし、救済が行き渡るようにする。本人の証言や科学的根拠に基づく被爆者認定を早急に行う

4、個人の尊厳とプライバシーの保護を徹底すること

①憲法違反の「共通番号（マイナンバー）制度」の利用拡大をやめ、廃止する。番号を含む個人情報の提供を原則禁止（番号法19条）にしており、公安警察などへの情報提供を例外扱いする施行令は撤廃する
②個人情報の流出や、第三者の成りすましによる悪用などの危険もあり、共通番号としての行政の活用に制限を設けるとともに、民間活用は行わない。個人情報をプロファイリングされない権利や忘れられる権利を保障する
③マイナンバーカードの所持・不所持によって行政サービスが受けられないなどの不利益を禁止する
④行政手続きの「原則デジタル化」方針は撤回し、窓口における対面での相談・申請体制を強化する

四、教育・保育を充実し、文化・スポーツ振興を

1、教育を充実させ、子どもの健全な発達を保障すること

①教育権を保障し、子どもの権利条約に基づく教育を進める。教育基本法による管理・統制教育をやめる。自治体首長の教育への管理体制を強化する「教育改革」をやめる。学習指導要領を抜本的に見直す
②学校教育の中で、地域の暮らしと文化を守る中小商工業者の姿を知らせ、地域振興の正しい知識を伝える。専門技術の継承・発展を図る教育を充実する
③「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱を強制しない。教科書検定と特定の歴史観による教科書の使用や史実に反する「戦争」教育の押し付けをやめる。銃剣道の必修化など、戦前や自衛隊で行われる軍事教練を学校に持ち込まない。自衛隊への職場体験や個人情報の提供をやめる
④納税義務を一面的に教え込む「租税」教育のゆがみを正し、憲法理念に則った正しい納税教育や権利教育を行う
⑤原発の「安全神話」を広げてきた教育を根本的に反省し、福島原発事故の教訓や放射能の危険性に対する正しい知識を広げる
⑥子どもの貧困解消のため、行政・地域・教育関係者が協力し、健全な環境をつくる
⑦義務教育費はすべて無償とし、教材・教具、学校給食費の自己負担をなくす。就学援助の認定基準を改善して支給対象を拡大し、給付を引き上げる。一部の就学援助適用者を差別的に取り扱う「準要保護」区分をやめる。「子ども保険」や「教育国債」などは導入しない
⑧高校の授業料無償化政策を継続し、所得制限は撤廃する。高専・大学の授業料を無償にする。日本学生支援機構奨学金をすべて給付制にする。返済を支援し、差し押さえはしない
⑨いじめや登校拒否、不登校に苦しむ子ども、親、教師が相談できる教育委員会から独立した専任教師、スクール・カウンセラーを小・中・高校の全校に配置する。子育て支援センターや児童相談所を充実させる
⑩国の責任で教員を増やし、30人学級の早期実現と20人以下を展望した少人数学級をめざす。学校の統廃合は跡地利用も含めて地域住民の声を聞いてすすめる
⑪食育である中学校までの学校給食を無償の自校方式で実施し、地域の中小業者や農産物の活用を推進する

2、公立保育所の廃止、民営化をやめ、公的保育を拡充すること

①認可保育所の増設、保育士の増員・待遇改善に取り組み、待機児童を直ちに解消する。子ども子育て新システムを撤回し、公的保育を後退させる幼稚園と保育園の一元化をやめる
②保育料を引き下げるとともに、保育環境の劣悪化につながる保育基準の緩和をやめる
③病児保育への支援・強化を図る
④中小業者の就業実態に見合った保育を保障し、居宅内労働への差別を廃止する
⑤無認可保育所、学童保育への公的補助を増やし、充実を図る

3、健全な文化・芸術、スポーツを振興すること

①国民誰もが気軽に文化・芸術を楽しめるよう予算を増やす
②文化・コミュニティーを育む公的施設の維持・増設をすすめる。公的施設の利用料を引き下げる
③文化・芸術活動を担う団体や個人の地位向上を図り、助成を強める
④存続の危機にある文化・芸術・スポーツ関連事業者が経営継続できるよう支援を強化する
⑤地域が歴史的に育んできた伝統工芸・郷土文化・芸能、祭りの振興を図り、継承者の育成をすすめる
⑥スポーツ基本法の理念に基づき、国民が自主的・自発的にスポーツを楽しめる条件を拡大するための支援を強める
⑦国・公有地、河川敷などに文化・スポーツ施設を造り、休日や夜間も利用できるようにする。施設の運営を利用者・利用団体も交え民主的に行う
⑧地域のスポーツ活動を支える指導者や自主的なスポーツクラブを支援するために、運動施設の整備・確保し、助成を強める
⑨スポーツにおける暴力、パワハラ、セクハラなどをなくすための競技者や指導者、スポーツ団体、関係者の自主的な努力を支援する
⑩オリンピック・パラリンピック開催にあわせて造られた競技施設の維持負担などを地域住民に押し付けない